

## 16-6 差額地代

「差額地代を分析するにあたっては次のような前提から出発した。すなわち、最劣等地は地代を支払わないということ、または、もっと一般的に言い表わせば、地代を支払う土地は、ただ、その生産物にとっては個別的生産価格が市場規制的生産価格よりも低く、したがってそこに地代に転化する超過利潤が生ずるような土地だけだということである。まず注意しておきたいのは、差額地代としての差額地代の法則はこの前提が正しいか正しくないかにはまったくかわりがないということである。

一般的な市場規制的な生産価格を  $P$  と名づければ、 $P$  は最劣等  $A$  の生産物にとってはその個別的生産価格と一致する。すなわち、この価格は、生産に消費された不変資本および可変資本・プラス・平均利潤(=企業者利得・プラス・利子)を償うのである。

地代はこの場合にはゼロである。」 (大月版『資本論』⑤ P961)